

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民病院 令和元年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 2 年 7 月 22 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 28 日
担 当	市民病院事務局病院政策課(TEL251-1101)

指摘事項	措 置 状 況
1 適正な納付事務の執行について 所得税法第183条第1項は、給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨規定している。 しかしながら、令和元年6月に市民病院職員に支給した期末・勤勉手当に係る源泉所得税86,471,694円については、これを7月10日までに納付しなければならないところ、166日後の令和元年12月23日に納付し、その後、不納加算税4,323,500円及び延滞税1,022,400円を追加で納付した。 今後は、所得税法を遵守し、適正な納付事務の執行に努められたい。	遅延納付となった原因は、令和元年6月支給の給与・報酬等の源泉所得税を計算し、納付事務を実施したが、その際、期末・勤勉手当にかかる源泉所得税を含めることを失念していたためである。この事務処理以後、7月～11月までの各月において、支給した給与・報酬等にかかる源泉所得税は納付事務を実施していたが、6月支給の期末・勤勉手当にかかる源泉所得税が未納付となっていることには気づくことができなかった。 当該事案を受けて、担当者及び支出関係書類を確認する者のチェックの仕方について、次のように複数の視点で具体的に確認できる体制に強化した。 ①確認する項目を明確にして、具体的な項目ごとに複数の確認者が確認したことをチェックできるようにしたチェックシートを支出関係書類に添付して回議する。 ②年間の納付事務を一覧でチェックできるようにしたチェックシートを作成し、回議の際に確認する。 ③これまでの処理手順書に、業務を引継いだ者でも容易に分かるよう、納税事務の流れや注意点などを細かく示したものを新たに追加した。 ④納付事務処理時において過去分(前月まで分及び前年分)と見比べ、漏れや重複がないか確認する。
2 未収金の回収について 未収金のうち、入院収益等の過年度未収金は、前年度末と比較して14,622,720円の減であり、令和2年3月末現在で119,383,051円である。 今後とも、過年度未収金の回収に努めるとともに、現年度分についても早期回収に努められたい。	未収金回収については、当院にて督促状、催告状を送付後に、弁護士法人に回収業務委託することで、回収強化を図っている。今後、患者への督促状等の送付時期をこれまでより2週間程度早めることにより、未収金の早期回収に努める。 また、患者への分納相談や各種制度案内等の相談支援を行うとともに、収納員による臨戸徴収を引き続き実施することにより、未収金回収に努める。